地域再生計画について

1. 地域再生制度の概要

地方公共団体において地方版総合戦略が策定され、具体的な事業の展開がなされる中、 従来の「タテ割り」事業では対応しきれない課題に取り組む地方を支援する観点から、 客観的な指標(KPI)とPDCAサイクル確立の下、地方版総合戦略に基づく地方公 共団体の自主的・主体的で先導的な事業の推進を国が財政面から支援する制度。地方創 生推進交付金等の地域再生独自の支援措置を講ずるとともに、各分野における関連施策 との連携を図るもの。

国が掲げる地域再生の目標については、個々の地域において、地域の特性、資源を顕在化させ、有効に活用した地域産業の振興、生活環境の改善、観光・交流の促進等の地域の創意工夫を凝らした取組を推進することにより、自主的・自立的で持続可能な地域の形成を図ること、および地域再生の成功事例を示し、多様な分野での地域再生の取組の総体として、全国的な規模での地域の活力の増進を図ることである。個々の自治体における小学校区などといった狭小な区域の支援を対象とするものではなく、圏域を超えて都道府県や市町村が共同で地域再生計画を作成することなども想定された制度。

2. 地方創生推進交付金の概要

- (1) 事業数 1 市あたり 3 事業 + 広域連携1事業
- (2) 事業期間 概ね5か年度以内
- (3) 事業費 国費ベースで総額2億円(補助率1/2)が上限(年度あたり)
 - ※ 原則ソフト事業が対象
 - ソフトと密接に関連するハードは50%まで対象
- (4) 国予算額 国費ベースで 584 億円(一次申請は 228 億円) ※公共事業分は除外
- (5) 対象事業 「地方版総合戦略」に位置付けられた先導的な取組
 - ① 先駆タイプ (地方創生の従来事業の成果を踏まえつつ新規性のある事業)
 - · 適用要件 · · · 自立性、官民協働、地域間連携、政策間連携
 - ・ 計画期間・・・ 5か年度以内
 - 事業費 … 1事業あたり国費1億円(補助率1/2)を上限
 - ② 横展開タイプ (先駆的、優良事例の横展開を図る事業)
 - ・ 適用要件・・・ 自立性に加え、官民協働・地域間連携・政策間連携のうち2つ
 - ・ 計画期間・・・ 3か年度以内
 - ・ 事業費 ・・・ 1 事業あたり 国費 2,500 万円(補助率 1/2)を上限
 - ③ 隘路打開タイプ (既存事業の隘路を発見し打開する事業)
 - ・ 適用要件・・・ 既存の取組や制度上の隘路を発見し、打開する新規事業
 - ・ 計画期間・・・ 3か年度以内
 - 事業費 … 1 事業あたり国費 2.500 万円(補助率 1/2)を上限

④ 共通事項

・ 対象事業分野 ・・・ 下記の分野のいずれかに該当する事業

しごと創生 (ローカルイノヘー・ション、ローカルフ・ランテ・ィンケ・(日本版 DMO、地域商社)、ローカルサーヒ、ス生産性の向上)

地方への人の流れ (移住促進、生涯活躍のまち、地方創生人材の確保・育成) 働き方改革 (若年雇用対策、ワークライフバランスの実現)

まちづくり (コンパクトシティ、小さな拠点、まちの賑わいの創出、連携中枢都市)

・ 補助対象外経費・・・ 人件費(職員費)、給付経費、施設・設備整備や備品購入 自体を主目的とするもの

⑤ 地方財政措置

- ・ ソフト事業の 1/2 は標準的な経費として普通交付税、残り 1/2 は事業費に 応じて特別交付税措置
- ・ ハード事業は起債対象で充当率 90%、うち交付税措置 30%

(6) その他

- ① 将来的に推進交付金頼らず、事業として自走していくことが可能となる事業 (横展開・隘路打開タイプは、行革努力による歳出削減も可)
- ② 自立性が強く求められ、地域の稼ぐ力の向上が必要
- ③ 官民協働では、具体的な企業名や銀行名の記載が必要
- ④ 観光や農業振興のみの事業は対象外 (所管省庁による補助金等で措置)
- ⑤ 少子化対策や子ども子育て施策は対象外(別途、少子化対策交付金で措置)
- ⑥ 事前着手は原則不可(着手を遅らせると事業目的を達成しえない場合等は可。 継続事業は合理的な案分で交付決定後の費用を切り分ければ可)

3. 第1回交付決定の県内の状況(H28.8.2)

平成28年6月の第1回申請における県内の状況は、県1事業、8市町が計9事業、さらに県と3市町(近江八幡市、日野町、愛荘町)の連携による1事業が交付決定を受けた。

県全体の交付申請額は230,395 千円(事業費460,790 千円)で、すべての事業が採用され、交付決定額は194,516 千円であった。

4. 全国の申請状況(H28.8.2)

地方創生推進交付金については、44 都道府県 604 市区町村(全体の 36%)の申請 状況で、予算額 584 億円に対し 228 億円の申請。

平成28年8月に交付決定されたのは、744団体の745事業で、交付総額は183億5200万円となった。交付対象事業を分野別に見ると、地域産業や観光振興が333事業109億円と最も多く、移住・定住促進が201事業36億円などであった。9月下旬に第2回交付申請の受付が予定されている。

5. 今後想定できる事業

健幸づくりツアーの造成、空き家を活用した定住・移住の促進、市街地周辺部の活性化など

6. 今後のスケジュール

地方創生推進交付金は、申請事業数に制限があり、原則繰越不可で、事業年度が3~5か年度であるため、今年度の健幸都市基本計画の策定状況や財シミュ事業等の措置状況を確認しつつ取りまとめ、今年度内に地域再生計画の内閣総理大臣認定を受けて、平成29年度事業から交付金を受けて事業を進めていく方向性である。

申請時期は未定であるが、これまでの国の動向を踏まえると、平成28年12月中 に推進交付金の実施計画および地域再生計画を策定し、平成29年1月頃に認定申請、 3月末までに交付決定および計画認定というスケジュールを想定する。

<健幸都市づくり推進本部会議のスケジュール>

- 10月4日 計画案の協議
- 11月24日 最終計画案の協議
- 2月28日 計画策定にかかる協議

くまち・ひと・しごと創生本部会議と地域再生計画策定のスケジュール(案)>

- 9月1日 平成27年度の実績報告
- 12月末まで 地域再生計画案の策定
- 1月13日 地域再生計画案の報告、総合戦略改訂案の協議
- 1月末まで 地域再生計画の認定申請
- 3月23日 総合戦略の改訂に関する報告
- 3月末まで 地域再生計画の認定および地方創生推進交付金の交付決定 総合戦略の改訂

〈平成29年度当初予算スケジュール(想定)〉

- 11月 見積書の締切、担当ヒアリング
- 12月 総務部審査、総務部内示
- 1月 部長間調整、理事者審査

(1) 交付申請の対象となる事業について

地方創生推進交付金の要件である「政策間連携」「自立性」「官民協働」をクリアできる事業として、現在想定できるのは「健幸都市基本計画」に位置付けられる事業である。国が示す分野(資料 5)で、交付金の要件をクリアできる事業があれば、草津市の申請枠(4枠)までは申請することが可能。

既存の国の補助制度の範囲外で、かつ単なる一般財源の振替ではなく、将来自立できる事業であり、政策間の連携が説明できる先駆的な取組があれば、各部局から提案をいただきたい。

(2) 事業の申請時期および申請後の事業追加について

認定申請の時期は未定であるが、これまでの経緯を踏まえて平成29年1月認定申請、3月認定・交付決定を想定している。計画期間は概ね5か年であり、認定後も毎年交付申請を行うこととなっているため、毎年、国の審査を受けることになる。草津市の地域再生計画の主旨に沿った事業であれば、追加していくことは可能と考えている。

(3) 地域再生計画に位置付ける事業の実施主体(担当課) について

現時点では、健幸都市基本計画に位置付ける事業の国庫補助取り込みを主目的に 検討を進めていることから、各部局で対象となる事業を検討し、実施いただきたい。 内閣府との協議や認定申請については、総合政策部(企画調整課)で取りまとめて いきたい。